

2019年度～2023年度

佐賀県D V防止・被害者等支援基本計画 (第4次計画)

2019年3月



目 次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本姿勢

- (1) 基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 計画改定のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 計画の性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (6) 計画策定の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (7) 佐賀県DV基本計画の推進とその評価・・・・・・・・・・・・3

2 本件におけるDV被害の現状

- (1) 佐賀県配偶者暴力相談支援センターへの相談状況・・・・・・4
- (2) 佐賀県婦人相談所における一時保護の状況・・・・・・・・・・6
- (3) DV事案の取り扱い件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (4) ストーカー行為認知件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・9

3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第2章 計画の内容

目標1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現

- 重点施策(1) 啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 重点施策(2) DV予防教育等の推進・充実・・・・・・・・・・・・14
- 重点施策(3) 加害者からの相談対応・・・・・・・・・・・・・・16

目標2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立

- 重点施策(1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実・・・・・・・・17
- 重点施策(2) 相談体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・20

目標3 安全な保護体制の確立

- 重点施策(1) 保護・支援体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・23

目標4 被害者の自立に向けた支援体制の確立

- 重点施策(1) 自立支援体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・25
- 重点施策(2) 子どもへの支援体制の整備・充実・・・・・・・・・・27

目標5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立

- 重点施策(1) 総合調整機能の強化・・・・・・・・・・ 29
- 重点施策(2) 市町におけるDV対策の整備推進・・・・・・・・ 31
- 重点施策(3) 関係機関、団体等との連携強化・・・・・・・・ 33
- 重点施策(4) 二次被害を起こさない支援体制の強化・・・・・・・・ 36
- 重点施策(5) 加害者対応・秘密保持・・・・・・・・・・ 38

資料

- 資料1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・ 40
- 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)・・・・・・・・・・ 52
- 資料3 佐賀県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・ 59
- 資料4 佐賀県DV総合対策会議設置要綱・・・・・・・・・・ 64
- 資料5 佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会設置要綱・・・・・・・・ 67
- 資料6 「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画)策定に伴う会議等開催状況・・・・・・・・・・ 68
- 資料7 DV等対策におけるこれまでの取組・・・・・・・・・・ 69
- 資料8 用語解説・・・・・・・・・・ 72

凡例

《 》 統括責任機関・統括責任課
関係機関・関係課

第 1 章 基本計画の策定にあたって

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本姿勢

(1) 基本計画策定の趣旨

DV（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、暴力がエスカレートし被害が深刻化しやすいという特性があります。DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

2015年9月の国連サミットにおいて、2016年から2030年までの国際目標となる「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このSDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)・169のターゲット(達成基準)から構成され、世界中の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。この17ゴールの中には、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」「目標10：人や国の不平等をなくそう」「目標16：平和と公正をすべての人に」が掲げられており、これは本基本計画策定の根源に通じるものです。

国においては、平成13年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)を制定し、DVを防止し被害者を保護するための施策を講じてきました。

本県においては、平成14年4月に佐賀県婦人相談所及び佐賀県立女性センター(現：佐賀県立男女共同参画センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定し、平成16年4月「佐賀県DV総合対策センター」及び「佐賀県DV総合対策会議」を設置しました。その後、平成18年「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定、平成21年に第2次計画、平成26年に第3次計画を策定し、佐賀県DV総合対策センターがDV対策の中心的な役割を担い、市町及び関係機関との連携促進を図ってきました。

また、家庭内のみならず交際相手からの暴力、いわゆるデートDVを予防する教育を学校現場において展開することや、性暴力救援センター・さが(さがmirai)の支援内容を更に深化させて、関係機関との連携を促進するなど佐賀県独自の取組を推進してきました。

一方で、夫婦間や恋人関係にある者からの重篤な暴力事件は後を絶たず、近年ではSNSを介して知り合う男女間のトラブルは、ストーカーや性暴力事件として顕在化することがあり、その対策は喫緊の課題と言えます。

これらの問題に加え、生活困窮家庭で起きる困難な状況の支援と、「面前DV」と言われる暴力を目撃した子どもたちの支援とケアの必要性については、学校現場との連携を含め多機関・多職種連携と切れ目のない中長期支援として、その家庭の抱える問題に多様な視点で関わることを求められています。

今後、これらの状況を克服するため、新たな計画に基づき、新たな支援方法を模索、確立し、施策の推進と実行に努め、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 計画改定のポイント

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」の策定のポイントは、次のとおりです。

小学校、中学校、高等学校、大学等におけるDV未然防止教育を推進し、新たに特別支援学校での教育に取り組むことを明記したこと。

DV加害者の心理などを考慮し、被害者と子どもの安全に配慮した効果的な加害者更生プログラムについて、国の動向を踏まえて調査研究を行うことを明記したこと。

DV被害者の心身の早期回復につなげるため、関係機関と連携し、精神的支援や早期発見の強化に取り組むことを明記したこと。

若年層のコミュニケーションスタイルに合わせ、SNS(LINE、Facebook、Twitter等)を活用した若年層からの相談件数増に向けて取り組むことを明記したこと。

一時保護所に同伴する子どもに対し、心身のケアや学習機会の提供等の支援を充実させることを明記したこと。

離婚したDV被害者の面会交流に当たり、DV被害者の精神的負担の軽減等を考慮した支援体制の仕組みづくりに取り組むことを明記したこと。

県配偶者暴力相談支援センター(県立男女共同参画センター・婦人相談所)における関係機関との総合調整(コーディネート)機能の強化に取り組むことを明記したこと。

(3) 計画の目標

この計画に基づく諸施策の推進を通して、人権尊重と男女共同参画に関する意識を社会に浸透させ、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、5つの目標を定めます。

啓発・教育による暴力を許さない社会の実現

迅速な通報・相談しやすい体制の確立

安全な保護体制の確立

被害者の自立に向けた支援体制の確立

被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立

(4) 計画の性格と役割

この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画です。

この計画は、佐賀県男女共同参画基本計画の部門別計画とし、DV対策の基本方向と施策の方向を示すものです。

県は「佐賀県DV総合対策会議」において推進方策を調整・決定し、計画を推進します。

市町及び関係機関には、DV対策の共通指針として、県や関係機関と一体となった取組を期待するものです。

県民には、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

(5) 計画期間

この計画の計画期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、国の基本方針が改正された場合及び計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

(6) 計画策定の基本的な視点

D V の防止及び被害者の支援は、国及び地方公共団体の責務です。

D V は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、この計画は被害者支援と予防に重点を置き構成します。

被害者支援の施策の推進に当たっては、県、市町及び関係機関との連携・協働が不可欠です。

被害者は、国籍、年齢、性別、障害の有無にかかわらず支援を受ける権利があります。

被害者や子どもは、安全・安心な生活を送る権利があります。

(7) 佐賀県 D V 基本計画の推進とその評価

佐賀県 D V 基本計画の推進に当たって、多岐にわたる施策を総合的に着実に実施していくためには、佐賀県 D V 総合対策センター及び佐賀県 D V 総合対策会議において、総合的、効果的な施策の推進が必要です。

また、施策の実施状況について評価を行い、施策に反映することにより、取組を深化させていく必要があります。

【具体的施策】

佐賀県 D V 総合対策センター及び佐賀県 D V 総合対策会議における基本計画の推進

佐賀県 D V 総合対策センターは、関係機関と連携しながら佐賀県 D V 基本計画の着実な推進に努めます。

また、佐賀県 D V 総合対策会議は、佐賀県 D V 基本計画に即した具体的な方針等を決定し、計画の着実な推進に努めます。

佐賀県男女共同参画推進審議会における評価

佐賀県男女共同参画推進審議会における佐賀県 D V 基本計画の進捗等についての評価を踏まえ、施策に反映するとともに、施策の実施状況やその効果についてホームページなどで公表します。

2 本県におけるDV被害の現状

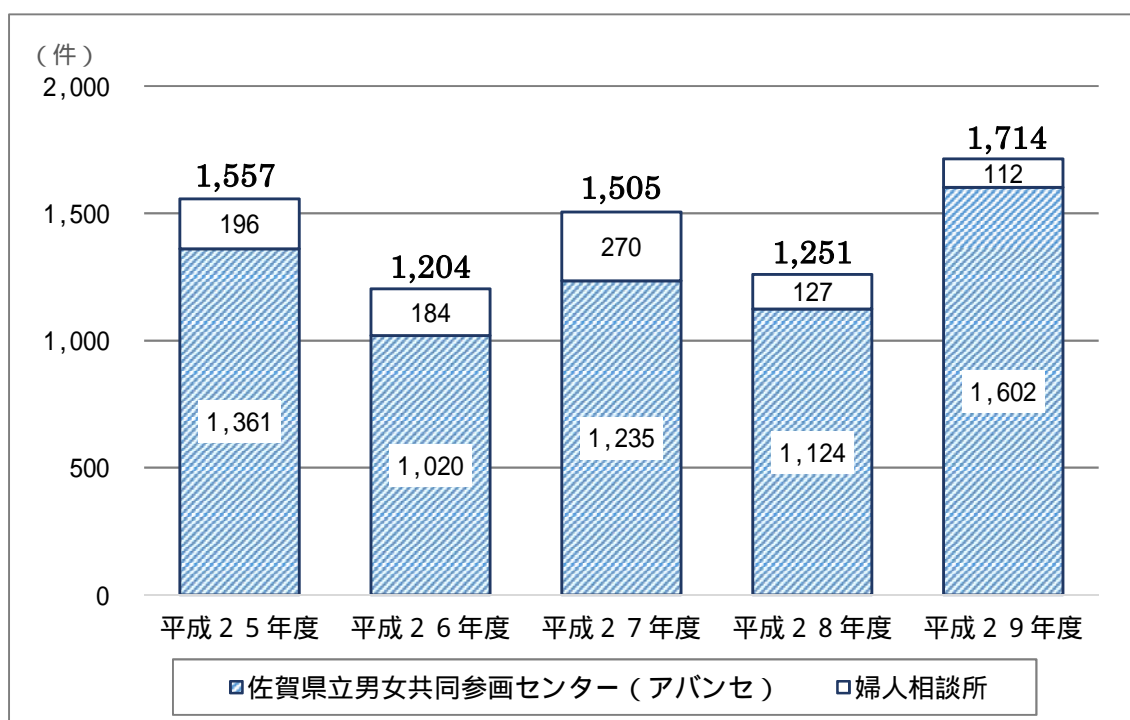
(1) 佐賀県配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

平成29年度の県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数(結婚していない男女間におけるDV(いわゆるデートDV)の相談件数を含む)は、1,714件となっています。

被害者を年齢別にみると、「50歳代」が30.8%と最も多く、次いで「40歳代」27.5%、「30歳代」22.2%などとなっています。

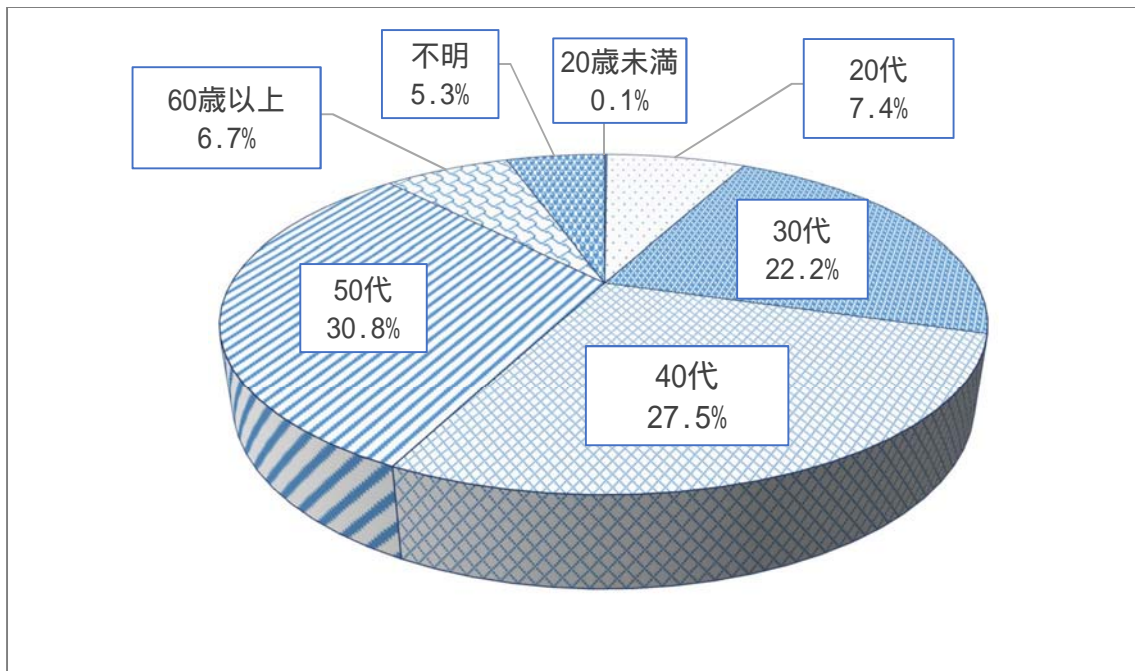
また、加害者との関係を見ると、「婚姻届出あり」が85%、「離婚済」が9%、「婚姻届出なし」が6%などとなっています。

佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移



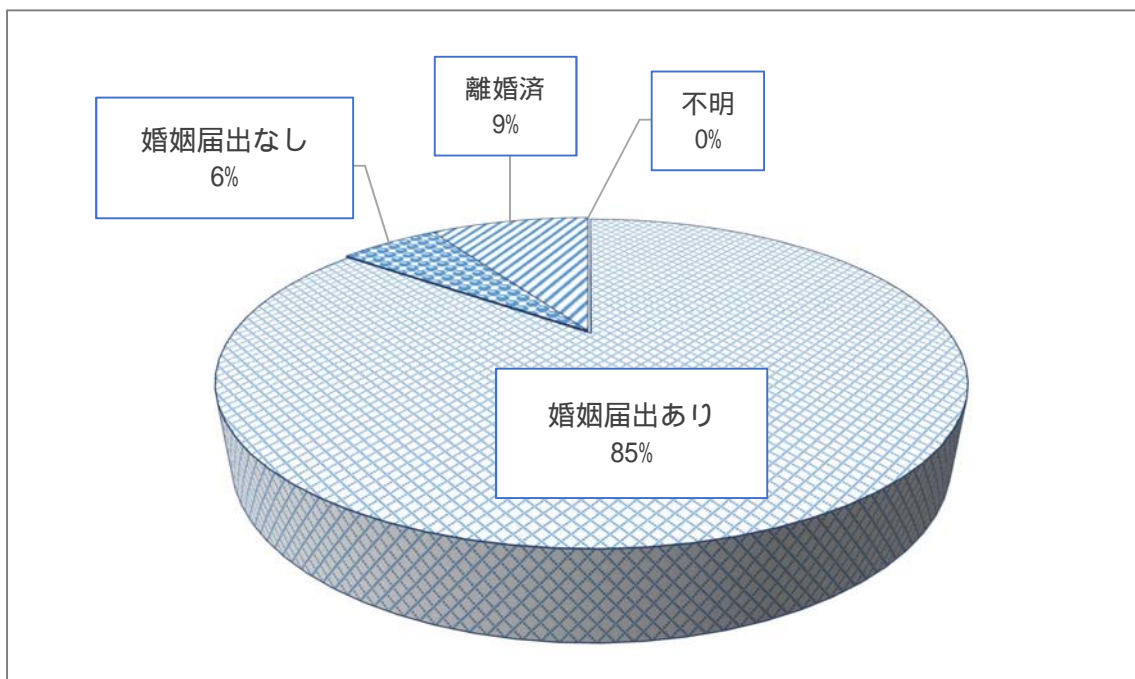
資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

平成 29 年度 被害者の年齢（佐賀県）



資料：佐賀県こども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

平成 29 年度 被害者と加害者の関係（佐賀県）



資料：佐賀県こども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

(2) 佐賀県婦人相談所における一時保護の状況

一時保護入所者処理件数の推移 (平成 25 年度 ~ 平成 29 年度)

(単位: 件)

	受付件数	処理済人員	処 理 事 項											未処理	
			婦人保護施設入所	自立	帰宅	帰郷	病院	他の婦人相談所	民間団体	母子生活支援施設	他の社会福祉施設	入国管理局	その他		計
H25	60	59	8	2	11	16	5	0	0	4	1	0	12	59	1
H26	46	46	7	2	15	9	1	0	0	4	3	0	5	46	0
H27	46	42	6	1	5	10	1	0	0	5	3	0	11	42	4
H28	44	42	9	0	11	5	1	0	0	6	6	0	4	42	2
H29	30	27	4	1	7	6	1	0	0	3	2	0	3	27	3

資料: 佐賀県婦人相談所

年齢別一時保護人数 (平成 25 年度 ~ 平成 29 年度)

(単位: 件)

	18 歳未満	18 ~ 19 歳	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 歳以上	不明	合計
H25	2	1	18	19	11	6	3	0	60
H26	2	4	11	12	11	0	6	0	46
H27	0	3	13	5	10	9	6	0	46
H28	1	2	15	9	9	4	4	0	44
H29	0	2	9	6	8	2	3	0	30

資料: 佐賀県婦人相談所

平成 29 年度 一時保護入所理由

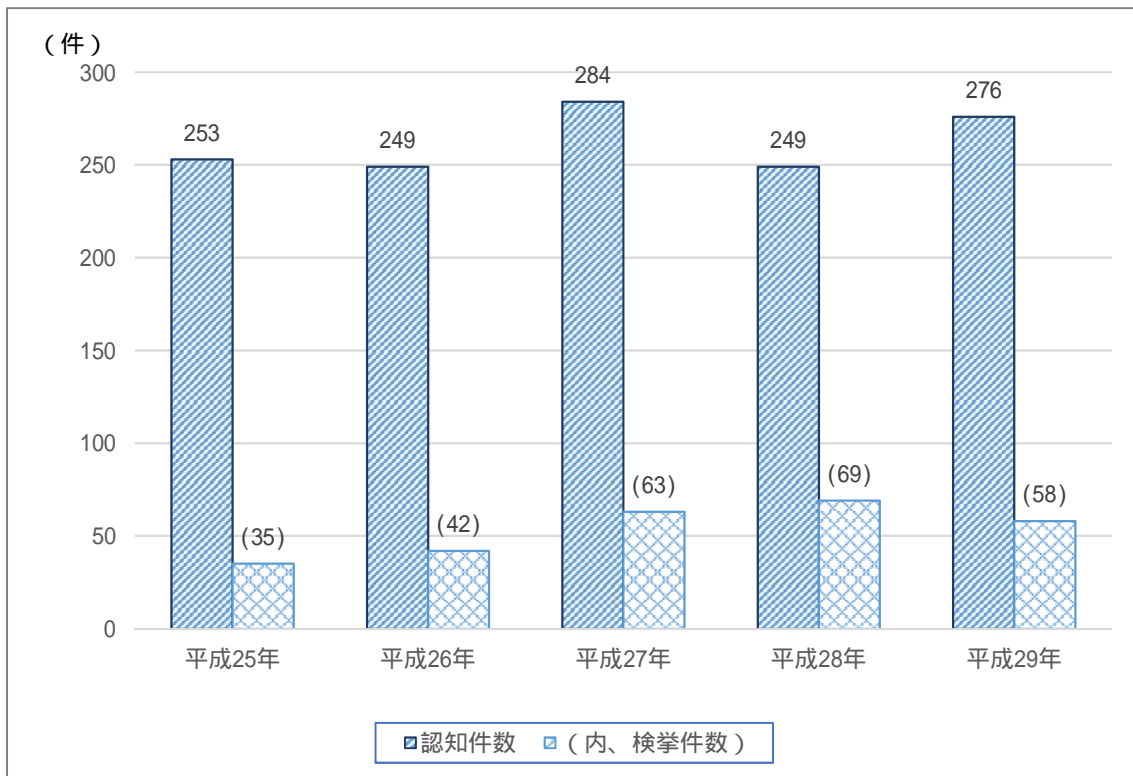
(単位：件)

主訴		H25	H26	H27	H28	H29	
人間関係	夫等	夫等の暴力	35	26	26	17	21
		酒乱・薬物中毒	0	0	0	0	0
		離婚問題	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	子ども	子どもの暴力	0	0	3	3	0
		養育困難	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	親族	親の暴力	3	1	3	3	1
		その他の親族の暴力	1	1	1	4	0
		その他	0	0	0	0	0
	交際相手	交際相手の暴力	5	2	4	1	1
		同性の交際相手の暴力	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	ストーカー	0	0	0	0	0	
	家庭不和	5	1	1	4	0	
	その他の者の暴力	0	2	0	2	1	
男女問題	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
住居問題		0	0	0	0	0	
帰住先なし		11	12	6	10	6	
経済問題	生活困窮	0	0	1	0	0	
	借金サラ金	0	0	0	0	0	
	求職	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
医療関係	病気	0	0	0	0	0	
	精神的問題	0	0	0	0	0	
	妊娠・出産	0	1	1	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
不純異性行為		0	0	0	0	0	
売春強姦		0	0	0	0	0	
ヒモ・暴力団関係		0	0	0	0	0	
5 条違反		0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	
計		60	46	46	44	30	

資料：佐賀県婦人相談所

(3) DV事案の取り扱い件数の推移

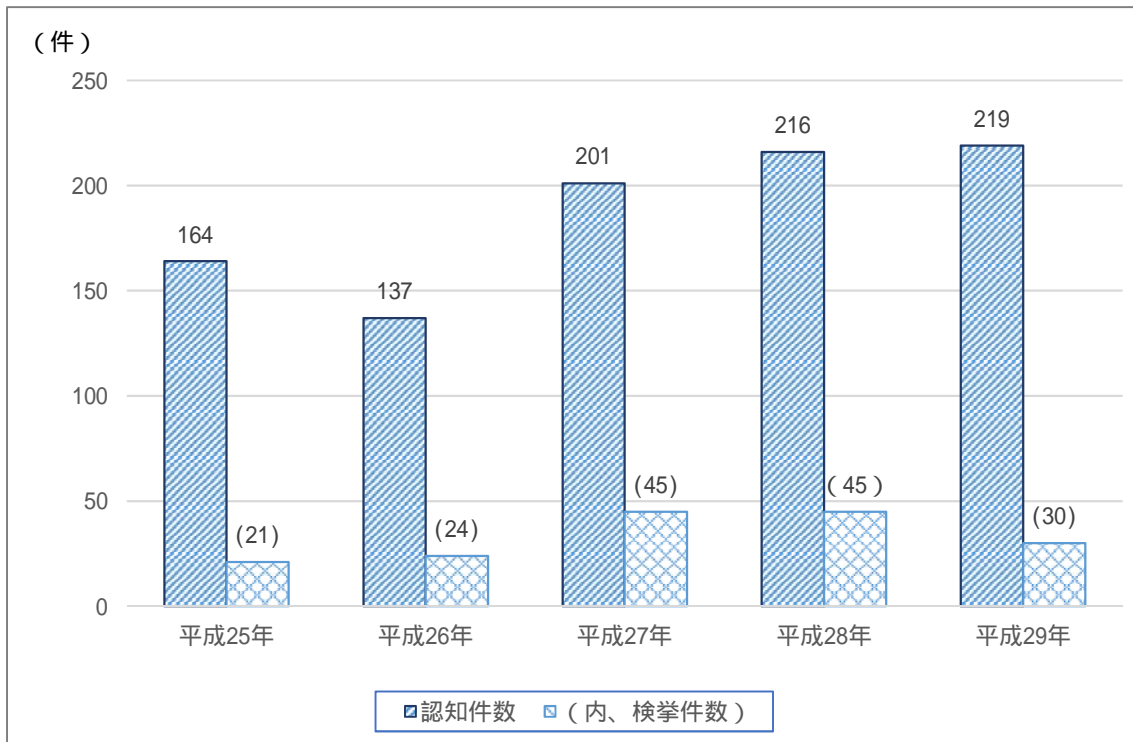
DV事案の取扱状況



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

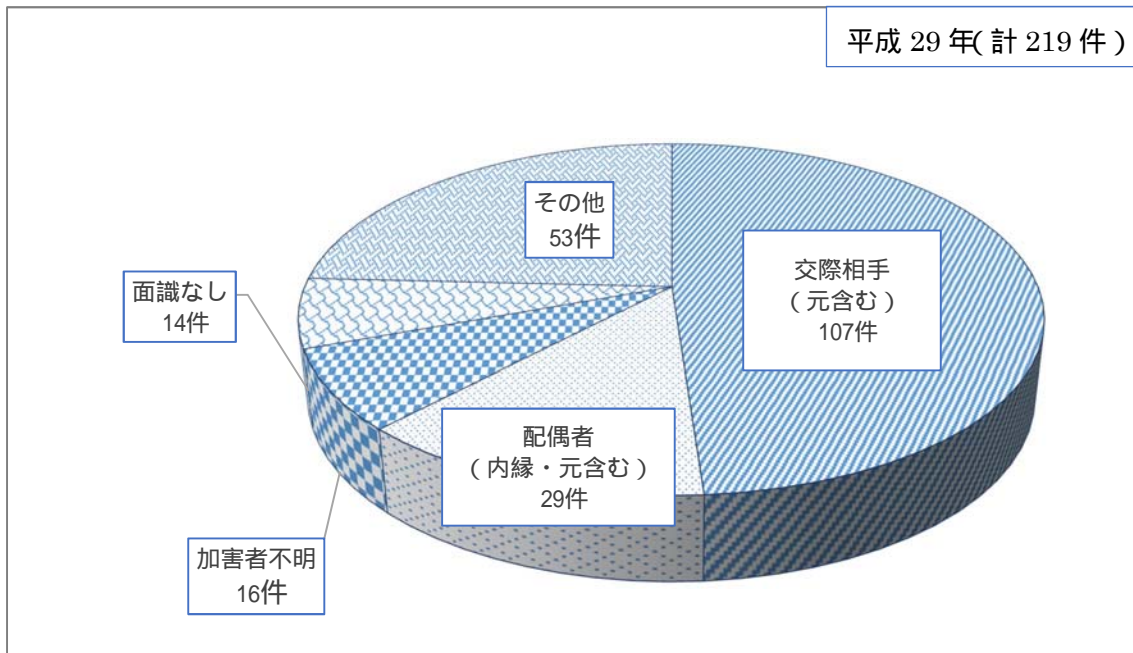
(4) ストーカー行為認知件数の推移

ストーカー事案の取扱状況（佐賀県）



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

平成29年中 ストーカー事案に関する当事者関係性（佐賀県）



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

3 計画の体系

目標	重点施策	主な具体的取組
1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現	(1)啓発の推進	広報や講演会等による啓発 若年女性に対する被害防止及び支援に関する啓発
	(2)DV予防教育等の推進・充実	中学校、高校、大学におけるDV予防教育の推進 小学校におけるDV予防教育の推進 特別支援学校児童・生徒に対するDV予防教育の推進
	(3)加害者からの相談対応	加害者からの相談対応力の向上 加害者更生プログラム等の研究・実施についての検討
2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立	(1)DV被害の発見・通報体制の整備・充実	医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報等の協力 通報等への対応
	(2)相談体制の整備・充実	市町、保健福祉事務所、警察における相談体制の整備 相談員の育成とケアの充実 SNS等新たな相談手法の研究及び実施に向けた取組 ○DV被害者に対するより介入的な支援の実施に向けた取組 通訳等相談体制の整備・充実
3 安全な保護体制の確立	(1)保護・支援体制の整備・充実	一時保護時の被害者への支援体制の整備・充実 外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備 ○一時保護所に同伴する子どもへの支援の充実
4 被害者の自立に向けた支援体制の確立	(1)自立支援体制の整備・充実	切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備 他施策との連携・協働における支援体制整備 支援プログラムの充実 広域的な対応体制の整備・充実
	(2)子どもへの支援体制の整備・充実	面会交流支援に向けての支援体制の整備 子どもの就学・保育等の受入体制の整備 子どものからだと心への支援の充実
5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立	(1)総合調整機能の強化	県配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携・コーディネート機能の強化 関係機関等の柔軟な連携体制の整備促進
	(2)市町におけるDV対策の整備 推進	市町DV基本計画の取組の推進 市町の配偶者暴力相談窓口設置促進 市町におけるDV被害者支援マニュアル等の整備・更新
	(3)関係機関、団体等との連携強化	関係機関等におけるDV対策の整備・充実 関係機関等における被害者支援の理解と協力 関係機関との連携強化

	(4) 二次被害を 起こさない支援 体制の強化	統一した対応体制の整備 関係機関に対する研修等の推進
	(5) 加害者対応・ 秘密保持	警察による加害者への対応 住民基本台帳情報取り扱い部署における情報管理 の徹底

第2章 計画の内容

第2章 計画の内容

目標1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現

重点施策(1) 啓発の推進

【現状と課題】

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成30年3月)によると、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けていると回答しています。一方で、女性の4割、男性の7割は配偶者からの暴力被害をどこにも相談していないと回答しています。また、交際相手からの暴力の被害経験では、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人があったと回答しており、配偶者からの暴力と同様に相談していない人も少なくないという現状です。

県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成29年度1,700件を超え、DVの発見、支援は進んできているものの、これまでの取組から相談につながるのは氷山の一角であることがわかっています。さらなる広報・啓発及び相談窓口の周知を行い、男女が対等な関係を認識することにより、配偶者への暴力防止につなげていくことが必要です。

<これまでの主な取組>

- 「女性に対する暴力防止講演会」の実施 年1回(女性に対する暴力をなくす運動期間中)
- 「DV防止リーフレット」「デートDV防止ハンドブック」の作成と配布
- 「DV防止啓発展示」の実施

【施策の方向】

広く県民に対しては、DVに関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についての更なる周知を図る必要があります。

【具体的取組】

広報や講演会等による啓発

DV防止のためには、DVについて県民の理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成することが重要です。県関係機関及びDV総合対策センターは、多くの県民がDV問題に触れることができるよう、広報や講演会等で啓発活動を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》

DV被害者支援民間グループとの協働による啓発・教育活動

DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループと協働して、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現へ向けた啓発・教育活動を展開します。

《男女参画・女性の活躍推進課》

若年女性に対する被害防止及び支援に関する啓発活動

県関係機関及びDV総合対策センターは、DVが行われている家庭で育った若年女性が、デートDVや性的な暴力被害を受ける可能性が高いことを踏まえ、若年女性に対する被害防止及び支援に関する啓発活動に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

重点施策(2) DV予防教育等の推進・充実

【現状と課題】

将来の被害者や加害者を作らない取組として、予防啓発事業は重要です。佐賀県はこれまで「DV未然防止教育」として大学、高校、中学校、小学校においてその取組を進めてきましたが、最近の若者を取り巻く状況としてSNSの普及に伴う新たなトラブルや暴力被害も発見されており、子どもたち自らが心とからだを守るための教育のさらなる実施拡充とプログラム充実が求められます。

<これまでの主な取組>

高校生・大学生向けDV未然防止教育事業の実施（平成29年度：14校）

中学生向け予防教育事業の実施（平成29年度：42校）

小学生向け予防教育事業の実施（平成29年度：10校）

【施策の方向】

DVを予防するには、早期の啓発・教育が欠かせません。

小学生や中学生、高校生、大学生などの若者が、DVについての認識を深めることは、将来的に被害者及び加害者の発生を予防することにもつながるため、DV未然防止のための教育を推進することが重要です。

また、DV総合対策センターは、DV予防教育を充実させるため、プログラムの更新と実施者の養成に取り組みます。

【具体的取組】

中学校におけるDV予防教育の推進及び全校実施に向けた取組

DV総合対策センターは、中学生に対して、将来のDVを予防してよりよい人間関係を作るために役立つ教育を継続して実施します。また、全校実施に向けた取組を推進するため、人材育成にも取り組みます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課 法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

高校・大学等におけるDV予防教育の推進

DV総合対策センターは、交際相手からの暴力を防止するため、高校・大学等におけるDV予防教育を推進します。中でも、医師や看護師、教職員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士など医療や教育、福祉に携わる専門職を養成する県内の大学や専門学校等の教育機関と連携して、これらの学生に対するDV予防教育を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課 法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

小学校におけるDV予防教育の推進

DV総合対策センターは、友だちとのよりよい関係作りは、いじめや将来のDVを予防するという視点で、小学生に対するDV予防教育を継続して実施します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課

特別支援学校の児童・生徒に対するDV予防教育の推進

DV総合対策センターは、特別支援学校の児童・生徒に対するDV予防教育プログラムの検討を行い、実施に向けた取組を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課

重点施策（3） 加害者からの相談対応

【現状と課題】

DV根絶のため、被害者支援だけでなく加害者への対応が求められています。

DVの範囲は広く、身体的暴力だけでなく精神的暴力及び性的暴力も含まれますが、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

特に、被害者が加害者の元を離れる時に重篤な被害や命の危険が高まると言われており、避難時の被害者の安全確保や探索目的の加害者に対する対応体制を整える必要があります。

また、女性からの相談については、支援体制の整備が進んできていますが、加害者の中で多くを占める男性に対する啓発や教育、相談等の対応は進んでいません。

加害者とその暴力的態度から脱却できるよう支援することが今後は求められ、特に面会交流支援に絡み、加害者に対する何等かの関わりは重要となってきます。

<これまでの主な取組>

「男性のための電話・面接相談」の実施 月3回（平成30年度）

【施策の方向】

諸外国において、DVによって逮捕された加害者は、その刑罰と引き換えに加害者更生プログラムを受講することができます。我が国におけるこれらの取組は、全国で数ヶ所の民間団体が実施しているに止まり、その実施の広がりのみならず、効果的な加害者更生プログラムの開発が望まれています。加害者更生プログラムの実施に当たっては、今後の国の動向を踏まえ、取組に向けた検討が必要です。

【具体的取組】

加害者からの相談対応力の向上

被害者を探索する目的以外のDV加害者からの相談を受けることは、次の被害を防止することや、被害者の安全につながる可能性があります。DV総合対策センターは、これまでの加害者からの相談事例の検討や分析等を通じて、相談対応の技術向上に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

加害者更生プログラムの研究及び実施についての検討

DV総合対策センターは、加害者の心理などを考慮し、被害者と子どもの安全に配慮する効果的な加害者更生プログラムの研究及び実施について、国の動向を踏まえ検討します。

また、面会交流支援を通して、加害親（非監護親）への対応や支援方法を研究します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 こども家庭課

目標2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立

重点施策(1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実

【現状と課題】

DVは、家庭内で起こるため、その実態が長い間隠されてきました。被害が潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。被害を深刻化させないためには、早期の発見と支援が効果的です。

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないとされています。

しかしながら、DVの通報には被害者の意思の確認が必要など、児童虐待にあるような通報義務がないために、なかなか支援が進まないのが現状です。

DVの発見・通報には、DV被害者の相談や保護等を本来の職務とする者のみならず、学校で子どもの様子がわかる教職員等様々な立場の県民への周知が急務です。

<これまでの主な取組>

医療関係者及び学校関係者に対する研修

「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム 学校と家庭」の活用

【施策の方向】

県関係機関及びDV総合対策センターは、広く県民がDVに対する理解を深め、DVを発見した場合は、専門機関及び警察等への相談を促すことができるよう、周知を図る必要があります。

また、DV防止法では、医師その他医療関係者がその業務を行うに当たり、被害者を発見したときは、被害者の意思を確認の上、県配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるため、通報が迅速且つ円滑に行えるよう周知を図る必要があります。

【具体的取組】

医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報等の協力

・ 医療関係者による通報等の協力

県関係機関及びDV総合対策センターは、医師会等の医療関係の職能団体や医療関係者に対し、診察時に被害者を発見した際の、県配偶者暴力相談支援センターや警察への通報手順の周知や被害者の相談窓口に関する情報提供など、適切な対応ができるよう協力を求めています。また、状況に応じて、「医療関係者ハンドブック」を改定し、DV対策への理解と協力を求めています。

《男女参画・女性の活躍推進課》

・ 学校、保育所等での発見及び通報等

学校、保育所等においては、子どもの虐待の発見と同時に母親のDV被害に気づくこともあることから、県配偶者暴力相談支援センターや警察への通報、被害者への相談窓口等の適切な情報提供に努める必要があります。

県関係機関及びDV総合対策センターにおいては、学校等に対し児童・生徒のDVの発見や支援に資する研修等を実施し、学校等において支援体制の整備を進め、教職員等のDVの理解と周知及び支援の具体化に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 こども未来課 こども家庭課 学校教育課
法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 市町教育委員会

・ 介護支援専門員等による通報等の協力

介護支援専門員や訪問介護サービス提供者、障害福祉サービス提供者、民生委員、児童委員などは、居宅を訪問した際にDVを発見することもあり、被害者を発見しやすい立場にあります。

県関係機関及びDV総合対策センターは、介護支援専門員や訪問介護サービス提供者、障害福祉サービス提供者、民生委員、児童委員などに対し、被害者の意思を尊重しながら、市町の地域包括支援センター、福祉関係部局、県配偶者暴力相談支援センター、警察への通報及び被害者への相談窓口等の適切な情報提供を行うよう協力を求めています。

《男女参画・女性の活躍推進課》 長寿社会課 福祉課 こども家庭課 婦人相談所
市町

・ 県民への啓発及び周知

県民が被害者を発見した場合には、県配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することや被害者に対し相談窓口などの情報提供することが重要であるため、県関係機関及びDV総合対策センターは、様々な団体や企業等に対する研修、講演会の実施などにより、県民に対し、幅広く啓発に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 こども家庭課 婦人相談所

通報等への対応

・ 婦人相談所（県配偶者暴力相談支援センター）の対応

婦人相談所（県配偶者暴力相談支援センター）は、夜間、休日を問わず、通報に対応できるように体制を整備しています。

また、被害者に対する危険が急迫している場合や、子どもが同居する家庭の場合で通報の内容から児童虐待に当たると思われる事案等に対応できるよう、警察や児童相談所等との連携を図ります。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 こども家庭課 児童相談所

- ・ **警察の対応**

警察は、夜間・休日も、宿直体制で犯罪の制止や検挙等の措置を講じているほか、相談への対応をしており、引き続き被害者の立場に立って対応するとともに、昼夜問わず職員が適切な対応を取れるよう徹底を図ります。 《県警本部》

重点施策(2) 相談体制の整備・充実

【現状と課題】

DVは犯罪であり人権侵害であるという社会的な理解は進んできてはいるものの、被害者の置かれている様々な状況から、相談に至らないケースが未だ多くあります。また、結婚していない若者間で起きる、交際相手からの暴力やSNSを通して知り合う男女間の暴力・性暴力の被害は低年齢化が進み、10代前半の子どもたちにまで及んでいます。今後の相談体制のあり方として、暴力の被害者は年齢に関係なく相談や支援につながり難いという特性を理解した上で、SNSを活用した新たな相談手法や訪問型による相談支援・精神的支援について研究・実施するなど、“待ちの相談体制”だけでなく、より介入的な支援を行うことが求められます。

また、外国人のDV被害者は、どこに相談してよいかわからずに悩んでいる場合が多くあり、相談できたとしても、言葉や文化の違いなどから意思疎通が十分に図られず、その人の気持ちや希望などを相談員や援助者が十分に把握できないことがあります。また、在留期間や資格の情報を正確に把握しておらず、加害者から脅されているケースもあります。多文化共生を視点に持った情報のバリアフリー化を目指した取組が必要です。

LGBTs等のDV被害者も、相談に繋がりにくいことが指摘されており、これらの人権に配慮した相談支援体制の整備は喫緊の課題です。

<これまでの主な取組>

県配偶者暴力相談支援センターにおける相談の実施

女性総合相談・女性のための法律相談・女性のためのこころの相談の実施

市町における「女性相談窓口」の設置（平成30年4月1日現在：11市町）

「女性のための市町巡回相談」の実施（9市町）

市報・町報による「女性総合相談窓口」についての広報

性暴力救援センター・さが（さがmirai）の設置・運営

DV関係機関相談員向け研修の開催（平成30年度：5回）

DV防止リーフレット（多言語版）の配布

佐賀県生活ガイドリーフレット（英語、中国語、韓国語等10言語）の配布

LGBTsに関する相談（平成30年度～）

【施策の方向】

県配偶者暴力相談支援センターをはじめ、相談を受ける関係機関の相談体制の充実と、居住地以外の市町における相談体制の整備とともに、広く相談窓口の周知に努める必要があります。

そして、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者に対しては、急性期から回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備・充実を目指します。

また、外国人被害者の生活習慣や文化に配慮し、本人の希望や意向を十分確認しながら、被害者に対する情報提供や相談対応を充実させる必要があります。

LGBTs等のDV被害者に対する理解と相談支援体制の整備・充実を図ります。

【具体的取組】

市町における相談体制の整備・充実

国の基本方針においては、市町の役割の一つに相談窓口の設置が示されており、県関係機関及びDV総合対策センターは、相談窓口を設置していない市町に対し、設置を働きかけていくとともに、設置している市町に対しては、他の市町に居住する住民からの相談にも対応するよう協力を求めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》

保健福祉事務所における相談体制の整備

保健福祉事務所は、相談窓口として被害者の相談に対応するとともに、関係市町との協力による被害者支援や所管する地域の生活保護等福祉支援についての相談など、必要に応じて市町をはじめ関係機関との調整を行います。 《保健福祉事務所》

警察における相談体制の整備・充実

警察において被害者から相談を受ける際は、被害者支援に関して研鑽を積んだ警察職員が対応できるよう努めており、被害者のニーズに応えられるよう関係機関との連携についても進めていきます。 《県警本部》

性暴力被害者のための相談体制の整備・充実

性暴力被害者のための相談窓口として、「性暴力救援センター・さが(さが mirai)」及び「アバンセ女性総合相談」の2つの窓口で相談を受けています。性暴力被害者は、再被害を受ける可能性が高く、将来の健康被害につながると指摘されており、これまでの支援経験を活かしながら支援策の拡充も視野に入れて支援を行います。必要な医療措置や精神的支援についても関係機関と方法や内容を検討し、被害者の心身の負担の回復に資するような支援体制を整備するよう努めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》

LGBTs 等人権に配慮すべき被害者への相談体制の整備

県関係機関は、研修を通してLGBTs等のDV被害の実態や相談のあり方などの理解を深め、相談体制の整備に努めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》 人権・同和対策課

広報誌などによる相談機関の情報提供

県関係機関及びDV総合対策センターは、広報誌やホームページ等により、相談機関等の情報提供を積極的に進めるとともに、市町に対して、広報等を通して情報提供を行うよう働きかけていきます。また、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した情報提供を進めていきます。 《男女参画・女性の活躍推進課》

相談員の育成とケアの充実

相談窓口を設置している相談機関は、被害者が安心して相談できるよう相談員の専門性を高めます。具体的には、DV被害者支援に関する諸手続の知識や適切な支援を行うための技能の取得ができるよう、機会をとらえて実践的な研修への参加促進や、実施している研修内

容を更に充実させるようにします。

また、被害者の相談が多様で深刻な場合が多いため、相談員がバーンアウト（燃え尽き）しないよう、相談員の心身のケアに努めるとともに、適正な人員配置や安全対策に配慮するなど、相談体制の一層の充実に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 子育て家庭課 婦人相談所 市町

SNS等新たな相談手法の研究及び実施に向けた取組

近年のSNSの普及により、若年層を中心にコミュニケーションスタイルの変化が見られます。

相談につながり難い若年層の相談をキャッチするため、これらの特性を理解した新たな相談手法の研究及び実施に向けた取組に努めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》

○ DV被害者に対するより介入的な支援の実施に向けた取組

DV被害者は、自己の置かれている状況を被害者であると自覚できないことがあり、相談支援につながりにくい傾向があります。DV被害者の早期発見につながる支援体制を関係機関との連携を通して構築し、心身の早期回復を目指したより介入的な支援を行うことができる体制づくりに努めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》 精神保健福祉センター

外国語による広報の推進・充実

DV総合対策センターは、外国人が日本で生活する上で必要な情報を掲載した佐賀県生活ガイドリーフレット（英語、中国語、韓国語等10言語）を作成・配布している公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携し、やさしい日本語や多言語によるDV防止と相談に関する広報に努めます。

また、県関係機関及びDV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループと連携し、県内に在住する様々な国の被害者に対応するため、在留資格や多文化共生に関する理解を深めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》 国際課

通訳等相談体制の整備・充実

外国人の被害者からの相談等については公益財団法人佐賀県国際交流協会等と連携し、通訳の手配を始め、様々な国の被害者の相談に迅速に対応できるよう努めます。

また、在留資格等の入国管理に関する研修とDVに関する研修等の機会を相互に共有することで、外国人の被害者からの相談や問合せに適切に対応できるよう努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 国際課

目標3 安全な保護体制の確立

重点施策(1) 保護・支援体制の整備・充実

【現状と課題】

被害者を緊急に保護する一時保護は、被害者の安全の確保のために最も重要な方法です。一方、様々な理由から一時保護施設への入所をためらうケースや入所後すぐに退所するケースがあるため、被害者に合った支援や保護のあり方を検討する必要があります。

高齢者間で起きるDVは、家族間のこれまでの歴史が影響して問題が複雑化していることが多くあります。長年、被害者が暴力を我慢してきた背景や加害者の罪の意識の希薄さに加え、被害者も自分が悪いと思いついでいることがあります。また、高齢者間のDVは経済的問題を抱えやすく、自立の難しさから支援は困難なものになってしまいます。同時に被害者の子どももDVの問題を抱えるなど、世代間連鎖がうかがえる事例も多く、家族を支援する視点が重要になっています。

心身に何らかの障害を抱える人は、性的な被害を含めた様々な暴力被害を家族のみならず他人から受ける可能性が高く、特別な配慮と支援が必要です。また、就労支援など自立に向けた手厚い支援も求められます。

<これまでの主な取組>

婦人相談所における一時保護

【施策の方向】

厚生労働省は、婦人保護事業のあり方検討を始めており、これから得られる知見、今後の動向を踏まえ、佐賀県においても一時保護のあり方について関係機関との協議を進め、適切な方法・施設において緊急一時保護ができるよう取り組む必要があります。また、一時保護所に同伴する児童に対しては、心理的ケアや通学できない期間の学習機会の提供など適切な支援が必要です。

高齢者については、被害者本人の背景や生活習慣等に十分に配慮しながら、家族それぞれに関わるような支援が求められます。また、高齢者虐待にも関係するため、高齢者福祉担当部署や関係機関とのさらなる連携が不可欠です。

障害者への支援については、被害者本人の障害や生活習慣等に十分に配慮しながら、家族との関係調整を含む支援をすることが必要です。また、障害者虐待にも関係するため、障害者福祉担当部署や関係機関とのさらなる連携が不可欠です。

【具体的取組】

一時保護時の被害者への支援体制の整備・充実

・ 婦人保護事業のあり方検討後の支援体制の構築

保護体制の充実は、DV被害者支援の要です。様々な状況に置かれているDV被害者に対する切れ目のない支援を実現するため、一時保護時から中長期にわたる支援体制の構築を推進します。

《婦人相談所》 こども家庭課

- ・ **一時保護所の充実**

住環境は、被害者の心身の安定や回復に大きな影響をもたらします。県関係機関及び婦人相談所は、入所する被害者の生活の質を維持できるよう配慮します。

《婦人相談所》 こども家庭課

- ・ **一時保護時の被害者への支援体制の整備・充実**

婦人相談所は、入所者の疾病や心身の健康状態等により、医学的又は心理学的な援助を行うなど、医師、心理判定員、婦人相談員等関係する職員が連携した対応体制の整備を推進することにより、心身の健康に配慮した支援を行います。 《婦人相談所》 こども家庭課

- ・ **一時保護所に同伴する子どもへの支援の充実**

婦人相談所は、同伴する子どもについては、DV被害者として配慮しながら、児童相談所と連携し、個々の状況に応じた心身のケアや学習機会の提供など適切な支援を行います。

《婦人相談所》 こども家庭課 児童相談所

- ・ **DV被害者支援民間グループによる一時的及び中期的な避難場所に対する支援**

DV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループが被害者支援のために一時的な避難場所を設置運営する場合や中期的な支援に適した住宅を運営する場合、助言や情報提供など設置運営に必要な支援を行います。 《男女参画・女性の活躍推進課》

- ・ **外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備**

- ・ **外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備・充実**

県関係機関及び婦人相談所は、外国人や高齢者、障害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、外国人に対する通訳体制の整備や虐待に関する相談、対応など、関連法に基づく支援体制の整備を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 こども家庭課 国際課 障害福祉課
長寿社会課

- ・ **高齢の被害者の安全確保策の推進**

県関係機関及びDV総合対策センターは、高齢被害者の安全確保とその後の生活のために、市町地域包括支援センターや民間の高齢者施設との連携を促進し、被害者本人のみならず、家族への情報提供、助言等の支援を行います。また、高齢者虐待防止法等関係法令の活用も含めて保護や見守りを推進します。《男女参画・女性の活躍推進課》 長寿社会課 市町

- ・ **障害に配慮した支援及び情報提供**

県関係機関及びDV総合対策センターは、障害者虐待防止法等関係法令の活用によって、安全確保及び就労支援並びに障害に配慮した情報提供に努めます。併せて、家族間の関係調整等、被害者支援に資する形での支援を行います。

《男女参画・女性の活躍推進課》 障害福祉課 市町

目標4 被害者の自立に向けた支援体制の確立

重点施策(1) 自立支援体制の整備・充実

【現状と課題】

被害者がDVから逃れて自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関は多岐にわたります。そのため、これらの機関が情報を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関との連携は極めて重要です。

DV被害からの回復や生活再建には長い時間を要し、息の長い関わりが必要であることがわかっていますが、これまでの支援は、離婚後に一旦途切れることが少なくありませんでした。今後は切れ目のない支援体制の構築を目指した体制の強化や、訪問型支援（アウトリーチ）などの取組も始める必要があります。

<これまでの主な取組>

女性のための法律相談の実施

自立のための様々な支援についての情報収集及び提供

【施策の方向】

被害者は、別居や離婚によって経済的基盤を失ったり、又は、十分に有していなかったりするため、自立へ向けた生活を築くことが困難な場合が多くあります。厳しい雇用情勢の中で就労先を確保するためには、関係機関が連携して就労につながるような効果的な支援を行うことが必要です。また、経済面ばかりではなく子どもの就学に関する事など様々な問題を抱えていることがあるため、被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう、関係機関による連携体制を整備・充実させる必要があります。

【具体的取組】

切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備

県関係機関は、福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない中長期にわたる支援ができるよう多機関・多職種連携やケース会議の充実に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 福祉課 こども家庭課 保健福祉事務所 市町

継続した支援のための連携

県関係機関及び児童相談所等の関係機関は、必要に応じ、被害者やその子どもに対する見守りを行うとともに、状況に応じた対応ができるよう連携に努めます。

県配偶者暴力相談支援センターは、関係機関との連携促進に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 こども家庭課 児童相談所
学校教育課 市町

他施策との連携・協働における支援体制整備

被害者の経済的自立を支援する上で、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要です。近年、経済的困難のみならず、問題を複数抱える家庭が増えており、その支援においては、多種多様な方法で柔軟な連携が必要です。

県関係機関及び県配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、職業訓練施設等と就業支援についての情報提供と助言を行い、事情に応じ、当該関係機関と連絡調整を行う体制の整備を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 福祉課 産業人材課 市町

弁護士会や日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携した法的支援の充実

被害者が自立した生活を送るためには、保護命令の申立、離婚調停手続、子どもに面接するための交渉、多重債務問題など、解決すべき様々な法的問題があります。

県関係機関及び県配偶者暴力相談支援センターは、弁護士会や日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携し、被害者が弁護士相談や弁護士費用の経済的援助制度を利用して、法的手続きを円滑に行うことができるよう支援体制の整備を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 法テラス佐賀

支援プログラムの充実

県配偶者暴力相談支援センター等の支援機関においては、多様な被害者の意向を尊重した問題解決を図ることを支援するため、一人ひとりの事情に応じた支援プログラムが必要です。そこで、自立に向けた支援プログラムの改善充実を図ります。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 こども家庭課

心理的支援プログラムの研究及び実施に向けた取組

被害者とその子どもの置かれている状況や心理状態に合った被害者支援プログラムの実施が望まれています。効果的なプログラムの研究や実施については課題が多くあります。DV総合対策センターでは、県関係機関及び民間団体と連携をしながら取組に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

広域的な対応体制の整備・充実

県配偶者暴力相談支援センターは、被害者が県外の施設入所等を希望した場合には、広域支援が円滑に行えるよう、他の都道府県や県外市町村との一層の連携の強化に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 こども家庭課 市町

重点施策(2) 子どもへの支援体制の整備・充実

【現状と課題】

DVが子どもに与える影響は広範囲に及びます。子どもたち自身が直接虐待や暴力の被害を受けていることもあれば、DVを目撃して深く傷ついていることもあります。これらの影響により様々な症状や問題行動が現れることがわかっています。これらは学校現場で発見されることが多く、小中学校、幼稚園、保育所等では対応に苦慮することもあります。

また、離婚後の面会交流について、社会においては促進の流れが出てきていますが、背景にDVがあった場合、特に監護親（被害者）と子どもの負担が大きいことが指摘されています。一方で面会交流は子どもの福祉に適うところもあり、面会交流に係る支援は今後の重要施策になると言えます。

<これまでの主な取組>

「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム 学校と家庭」の作成と配布

【施策の方向】

子どものケアには、その子どもへの影響を考慮した適切な対応が長期にわたって必要です。児童虐待にも関わるため、児童相談所や県関係機関、市町、医療機関、学校、幼稚園、保育所等における早期発見と支援の充実が必要です。

【具体的取組】

面会交流支援に向けての支援体制の整備

DVを理由とした離婚の場合、監護親（被害者）は面会交流の際、恐怖や困難を感じることもあるため、県関係機関及びDV総合対策センターは、その支援体制の整備に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》《こども家庭課》

妊産婦や乳幼児への連携体制の強化

県関係機関は市町に対し、妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者が、健診や予防接種等が適切に受けられ、安全に出産できて安心した生活を送ることができるよう、関係機関との情報共有を含めた連携体制の強化に努めます。

また、県配偶者暴力相談支援センターや関係機関は、住民票の記載がなされていない場合であっても、乳幼児の健診や予防接種が受けられることについて情報提供を行います。

《男女参画・女性の活躍推進課》 健康増進課 こども家庭課 婦人相談所

子どもの就学・保育等の受入体制の整備

被害者の保護と自立支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は極めて重要です。県関係機関及びDV総合対策センターは、市町の教育委員会や学校、福祉部局等の子ども

の就学・保育等の関係機関に対し、被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう更なる受入体制整備を働きかけます。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課 こども未来課 児童相談所

子どものからだと心への支援の充実

加害者や被害者とともに生活している（生活していた）子どもは、暴力を目撃しているだけでなく、直接暴力被害を受けるなど、複雑で深刻な影響を受けます。県配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に関係する機関・団体である児童相談所及び市町要保護児童対策地域協議会や医療機関、学校などと連携して、心身のケアや家庭・学校等生活の適切な支援が実施できるよう体制整備をし、併せて、児童虐待防止に関連した研修を実施し、関係機関の参加を働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》《こども家庭課》 学校教育課 保健体育課
こども未来課 児童相談所 法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

子どもへの接近禁止命令への対応

被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、県配偶者暴力相談支援センターは、市町の教育委員会及び学校、保育所等に対し、制度の趣旨及び概要について周知に努めます。また、市町の教育委員会及び学校、保育所等に対し、被害者が子どもへの接近禁止命令が発令されたことを申し出た場合に適切な対応ができるよう体制の整備を働きかけます。

仮に、加害者（非監護親）が子どもへの接触を目的に学校を訪れた場合には、速やかに警察へ通報します。また、加害者の親族による子への接触については、事前に学校と情報を共有し、被害者と協議します。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》 学校教育課 こども未来課
こども家庭課 児童相談所 法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

目標5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立

重点施策(1) 総合調整機能の強化

【現状と課題】

県が平成16年4月に設置したDV総合対策センターは、これまで県内のDV対策のけん引役を担ってきました。同時に設置した佐賀県DV総合対策会議では、佐賀県におけるDV施策の方針・方策を決定し、被害者支援の充実に務めてきました。また、全国に先駆けて性暴力被害者支援事業に取組み、その充実に努めています。

昨今の社会情勢において、貧困問題の悪化等があり、被害者やその子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。今後、困難を抱える女性の支援を充実させるため、問題に即応したDV施策を打ち出し、コーディネート機能を持った機関を中心にDV被害者とその子どもに寄り添った支援を行う必要があります。

<これまでの主な取組>

佐賀県DV被害者支援基本計画(第3次計画)(平成26年度～平成30年度)に即した取組
佐賀県DV総合対策会議の開催
性暴力被害者支援事業調整会の開催

【施策の方向】

DV被害者支援に携わる全ての関係機関における柔軟な被害者支援体制(ケースによってまた時間の経過によって連携機関の関わり具合や機関数が変化する)を構築するため、県配偶者暴力相談支援センターを中心にコーディネート機能を強化し、佐賀県におけるDV総合対策及び性暴力被害者支援事業を充実させます。

【具体的取組】

県配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携の強化及びコーディネート機能の強化

県内2箇所に設置されている県配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援体制の強化及びDVの根絶を図るため、互いに連携を強化し、関係機関における総合調整(コーディネート)機能を強化します。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》こども家庭課

佐賀県DV総合対策会議による対策の推進

佐賀県DV総合対策会議は、被害者への支援体制やDVの根絶を目的とした施策について、総合的に検討・調整し、佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画に即し方針・方策を決定します。

《男女参画・女性の活躍推進課》

関係機関等の柔軟な連携体制の整備促進

県配偶者暴力相談支援センターは、DV被害の通報及び被害者の相談から一時保護、自立まで切れ目のない支援を行うことが法律で定められています。その上で、市町及び警察並びにその他関係機関についてもその役割が定められていますが、更にケース検討会議での検討等、被害者支援に資する取組が蓄積され、かつ円滑に進むよう柔軟な連携体制の整備を促進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》《婦人相談所》《保健福祉事務所》 こども家庭課
県警本部

性暴力被害者支援事業の充実

性暴力救援センター・さが(さが mirai)は性暴力被害者に寄り添った支援を行ってきました。これまでの取組経験を活かし、更にコーディネート機能を強化しながら取組の充実を図ります。

《男女参画・女性の活躍推進課》

重点施策(2) 市町におけるDV対策の整備推進

【現状と課題】

被害者の支援については、県内2箇所に設置している県配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携して取り組んでいます。

市町におけるDV対策は進んできていますが更に充実が必要です。特に被害者にとって身近な行政主体である市町の取組は、福祉分野における支援を中心にその充実と中長期の見守り支援において期待されます。

<これまでの主な取組>

DV基本計画策定市町数 20市町(平成30年4月1日現在)

DV被害者支援市町連携会議の開催 年5回(平成30年度)

市町における「女性相談窓口」の設置(平成30年4月1日現在:11市町)

【施策の方向】

被害者に対し、身近な相談窓口として継続的な支援を行うため、市町の配偶者暴力相談支援センターの設置に努める必要があります。

被害者支援には、多くの機関が被害直後から中長期にわたり寄り添いながら行う等の“伴走型支援”が求められます。情報共有のあり方、多様な困難を抱えるケースの対応等、さらなる相談支援体制の充実に向けた取組が必要です。

【具体的取組】

身近な行政主体としての施策の推進

市町におけるDV被害者支援は、「住民基本台帳事務における支援」や福祉支援のみならず中長期にわたる見守り支援や市町教育委員会と連携した子どもの支援も重要です。県関係機関及びDV総合対策センターは、ワンストップサービス機能と他機関との調整機能を充実させ、被害者の要望で近隣市町住民からの相談も受けられるよう、市町に対し一次相談の体制整備を働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》市町

市町DV基本計画の取組の推進

県関係機関及びDV総合対策センターは、各市町が担当部署において策定した市町DV基本計画の具体的取組が更に促進されるよう働きかけます。その際、取組に関する情報提供や助言等により、取組推進に向けた関係機関との連携が円滑に進むよう支援します。

《男女参画・女性の活躍推進課》市町

市町の配偶者暴力相談窓口設置促進

県関係機関及びDV総合対策センターは、市町の配偶者暴力相談窓口の未設置市町に対してその設置を働きかけていきます。その際、設置に関する情報提供や助言等により、設置に向けた関係機関との連携が円滑に進むよう支援します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 市町

市町におけるDV被害者支援マニュアル等の整備・更新

市町担当者は、DV相談時における被害者の負担の軽減及び二次被害の防止を図るため、心理面の理解に務めた専門性の高い相談対応や適切な福祉支援につなぐ対応が重要です。

県関係機関及びDV総合対策センターは、市町に対しこれらの庁舎内連携を定めたマニュアル等の整備・更新及び被害者の住所等の情報が漏れないよう、また加害者からの探索事例などの情報を更新するよう働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 市町

既存の福祉施設等の柔軟な活用

県関係機関及びDV総合対策センターは、市町が地域において被害者の自立支援を行うに際し、被害者の状況に応じて、保育所や母子生活支援施設への入所、既存施設の柔軟な活用、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を十分に活用するように関係機関に対し働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 こども家庭課 保健福祉事務所

保健福祉事務所による調整及び支援

保健福祉事務所は、管内の市町が実施するDV対策をはじめ、児童虐待対策や高齢者虐待対策などが円滑に進むよう、市町に対する情報提供や連携、ケースが管内の市町をまたぐ場合の市町間の調整や県配偶者暴力相談支援センターとの調整を行います。特に、福祉支援を伴うケースでは、居住地を所管する町と協働して対応します。

なお、居住地が市の場合には、各市の福祉担当課が対応します。

《保健福祉事務所》 男女参画・女性の活躍推進課 婦人相談所 市町

重点施策（3） 関係機関・団体等との連携強化

【現状と課題】

DV被害者支援の多機関・多職種連携における課題には、各機関が行う被害者支援の根拠法の違い等から来る役割の違いがあり、業務の範囲や情報共有のあり方については機関ごとの考えがあります。これらの違いを認め合いながら、現状の被害者支援に合ったより柔軟な連携体制が求められます。

<これまでの主な取組>

相談支援体制整備専門部会（平成29年度）

DV被害者支援事業での関係機関との連携

性暴力被害者支援事業での関係機関との連携

【施策の方向】

被害者支援において重要なことは、被害者を中心に置いた寄り添い支援であり、ケースごとの柔軟な連携体制を構築し、様々な立場で関わる機関・職種同士の共通理解を更に促進します。

【具体的取組】

関係機関等におけるDV対策の整備・充実

警察をはじめ県や市町及び関係機関は、DV防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律等その他の法令の定めるところにより、暴力の防止、被害の発生を防止するために必要な啓発活動、具体的措置、被害者の一時的な保護など適切な支援等について、整備・充実に図っていきます。

《男女参画・女性の活躍推進課》《くらしの安全安心課》《県警本部》 婦人相談所 市町

関係機関等における被害者支援の理解と協力

・ 県・市町教育委員会及び学校、保育所等におけるDV対策の理解と協力

県関係機関及びDV総合対策センターは、学校・保育所等において子どもを通してDVを発見した場合に、被害者に対して警察若しくは県配偶者暴力相談支援センター、市町への相談を促すよう働きかけます。また、子どもに対する緊急時から中長期の支援を行えるよう県・市町教育委員会、学校及び保育所等に対してケース会議や研修等を通じて、DV家庭の子どもに対する理解を促し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図るよう働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 学校教育課 こども家庭課 こども未来課
法務私学課(私立中高・専修学校支援室) 婦人相談所 児童相談所 市町教育委員会

- ・ **裁判所における被害者支援の理解と協力**

D V総合対策センターは、裁判所の職員や調停委員等に対し、被害者に対する配慮、被害者の心理、面前D V、被害者と子どもの心のケア等についての研修を実施し、被害者への理解と被害者の支援に対する協力を求めています。また、離婚時における面会交流が安全に行われるよう、必要に応じて関係機関と連携、情報共有を行います。

《男女参画・女性の活躍推進課》 <こども家庭課>

- ・ **医師会及び医療機関等における被害者支援の理解と協力**

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、D V総合対策センターは、医師会等の医療関係の職能団体や医療関係者に対し、研修開催などによるD Vへの理解の促進及び被害者を発見した場合の通報体制の整備や相談を促すこと等について協力を求めています。

《男女参画・女性の活躍推進課》

- ・ **弁護士会及び弁護士における被害者支援の理解と協力**

被害者が保護命令を申し立てる場合や離婚、婚姻費用等の問題を解決する場合に法的な支援は重要であることから、D V総合対策センターは、佐賀県弁護士会及び弁護士並びに日本司法支援センター（法テラス佐賀）と連携し、被害者支援について協働していきます。

また、性暴力被害者支援の法律相談についても同様に協働していきます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

関係機関との連携強化

- ・ **D Vと関連の深い多機関・多職種との連携強化**

県関係機関及びD V総合対策センターは、多機関・多職種によるネットワーク間の情報交換等を推進するとともに、合同のケース検討会議などを実施し、問題が複合する困難事例に適切に対応できるようコーディネート機能を整え、体制の整備に努めます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 こども未来課 長寿社会課 保健福祉事務所
婦人相談所 児童相談所 暮らしの安全安心課

- ・ **D V被害者支援民間グループ等との連携強化**

県関係機関及びD V総合対策センターは、D V被害者支援民間グループ等と情報交換等を行い、D V被害者支援に資する具体的事業等を協働できるよう連携強化を推進していきます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

- ・ **人権擁護機関におけるD V対策の連携強化**

法務省の人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談」などにより相談を受け付けるほか、被害者から人権侵犯による被害を受けた又は受けるおそれがある旨の申告があった場合には、必要に応じて援助や通告などの適切な措置をとるよう努めます。

また、法務省の人権擁護機関が相談や申告を受け、DV事案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要の調査を行い、県配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の支援を行うとともに、加害者に対しては事案に応じ、納得が得られるように説明したり、啓発を行ったりすることにより被害者の保護、救済に努めているところであり、県関係機関やその他関係機関との連携強化を推進します。

《佐賀地方法務局人権擁護課》 佐賀県人権擁護委員連合会

DV被害者支援民間グループ等への支援

県関係機関及びDV総合対策センターは、DV被害者支援民間グループ等に対し、活動支援や助言・情報提供、人材育成などの支援に努めます。 《男女参画・女性の活躍推進課》

重点施策（４） 二次被害を起こさない支援体制の強化

【現状と課題】

DV被害者支援や性暴力被害者支援の現場において職務関係者の不適切な言動によって被害者が再び傷ついてしまうということ（二次被害）が起きています。この不適切な言動は、被害者が支援機関に対して不信感を抱き、暴力による被害の解決が阻まれることにつながりかねません。このようなことが起きないようにするには、職務関係者の研修等を通じ、被害者自身が抱える問題と被害者を取りまく環境に対して深く理解することが必要です。

<これまでの主な取組>

- DV関係機関相談員向け研修の開催
- 市町DV出張研修の開催
- 「DV被害者支援対応マニュアル」の活用
- 「佐賀県性暴力被害者支援事業マニュアル」の活用

【施策の方向】

相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員は、被害者に対する適切な対応を行うことが求められます。二次被害を起こさないためには、対応体制の整備と、研修等による資質向上を図る必要があります。

【具体的取組】

統一した対応体制の整備

- ・ 「DV被害者支援マニュアル」の活用推進

県関係機関及びDV総合対策センターは、関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割などを十分に理解し、二次被害を防止できるよう「DV被害者支援マニュアル」の活用及び各団体が主催する各種研修への積極的参加を促します。

《男女参画・女性の活躍推進課》

- ・ 「佐賀県DV相談共通シート」の改定及び活用推進

県配偶者暴力相談支援センター等のDV相談窓口では、被害者の負担を軽減し二次被害を防止するため、「佐賀県DV相談共通シート」を活用しています。

今後、被害者支援に効果的な活用方法及び情報共有のあり方を検討し、各団体・関係機関が利用しやすいようこの相談共通シートの改定を行い、活用を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》《こども家庭課》 婦人相談所

- ・ **性暴力被害者支援マニュアルの活用推進**

性暴力救援センター・さが(さがmirai)の職務関係者の連携を促進し、二次被害を防止するため、性暴力被害者支援マニュアルの情報共有を行い、活用を推進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》

関係機関に対する研修等の推進

- ・ **市町等の窓口担当者等に対する研修の充実**

DV総合対策センターは、市町等の窓口担当者等に対し、DVの特性や被害者の心理、立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、定期的な研修の実施を働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》

- ・ **DV被害者支援市町連携会議による情報の共有促進**

DV被害者支援市町連携会議において、各市町における被害者対応についての課題を協議し、相互の認識を深めるとともに、情報の共有化と支援の際の連携を促進します。

《男女参画・女性の活躍推進課》 保健福祉事務所 婦人相談所

- ・ **県職員に対する研修の実施**

県職員に対しては、DVの基礎知識及び女性や障害者、外国人、LGBTs等の人権に十分に配慮することができるように職員研修を実施します。

《人権・同和対策課》 男女参画・女性の活躍推進課

- ・ **医療関係者・法曹関係者・福祉関係者に対する研修の推進**

被害者の早期発見と被害者への情報提供を進めていくために、DV総合対策センターは、医師会・弁護士会・福祉関係部署等の協力を得て、専門職者に対し、研修の実施を働きかけます。

《男女参画・女性の活躍推進課》 長寿社会課 福祉課

関係機関による苦情処理の対応

関係機関は、被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し説明を行います。

《男女参画・女性の活躍推進課》《こども家庭課》 婦人相談所

重点施策（5） 加害者対応・秘密保持

【現状と課題】

DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。各機関の相談窓口を訪れて、困惑した表情で被害者の行方を尋ねたり、相談を装い質問を繰り返したりするなど、聞き出し方が非常に巧妙な場合があります。

いずれの機関でも、被害者の情報管理には特に配慮をしていますが、特に加害者が手掛かりを求める端緒とすることが多いのは、市町の窓口と教育委員会です。被害者の情報を得ようと、職員に対して高圧的な態度等で情報を引き出そうとすることがあります。加害者は市民、町民でもあるため、その対応はとても苦慮するところとなっています。

<これまでの主な取組>

- DV関係機関相談員向け研修の開催
- 市町DV出張研修の開催
- 「DV被害者対応マニュアル」の活用

【施策の方向】

職務関係者には守秘義務があり、被害者についての情報はもちろんのこと支援に関する情報が加害者に知られないよう、秘密保持に十分に配慮しなくてはなりません。また、窓口において、様々な加害者に対応できるよう、関係機関・団体の担当者は研修等を通して備えておく必要があります。特に住民基本台帳情報を取り扱う部署は細心の注意を払い、情報管理を徹底します。

【具体的取組】

警察による加害者への対応

加害者に対する警察の対応は、暴力を抑止し、被害者の安全を確保する意味でも重要です。加害者と認知した場合には、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者へ指導や警告を行うなど被害を防止するための積極的な措置を行います。

また、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力も同様に防止に努め、暴力を目撃するなどDVに巻き込まれる子どもの発見、保護については児童相談所との連携を行います。

《県警本部》 こども家庭課 児童相談所

県配偶者暴力相談支援センターや一時保護施設等における警察への通報体制維持とその後の支援

加害者が被害者を捜して、県配偶者暴力相談支援センターや一時保護施設、市町、医療機関等を訪問することも想定されます。これらの機関は、警察に迅速に通報できるような体制整備を図りながら、被害者の安全確保とその後の生活再建に向けた支援を行う必要があります。

《男女参画・女性の活躍推進課》《こども家庭課》 婦人相談所 県警本部

住民基本台帳情報取扱い部署における情報管理の徹底

関係機関は、住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が、市町間において遺漏なく行われ、その他の住民基本台帳情報を取り扱う部署における諸手続きにおいて発生する被害者の住所変更や納付書の送付先等が、加害者に漏れないよう情報管理の徹底に努めます

《男女参画・女性の活躍推進課》 市町

< 資 料 >

- 資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 資料 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 資料 3 佐賀県男女共同参画推進条例
- 資料 4 佐賀県 D V 総合対策会議設置要綱
- 資料 5 佐賀県 D V 被害者支援基本計画策定専門部会設置要項
- 資料 6 「佐賀県 D V 防止・被害者等支援基本計画」（第 4 次計画）策定に伴う会議等開催状況
- 資料 7 D V 等対策におけるこれまでの取組
- 資料 8 用語解説

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章保護命令（第十条 第二十二條）

第五章雑則（第二十三条 第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のた

めに必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下

この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情

の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた

日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条第十條第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相

談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日

内閣府、国家公安委員会、

法務省、厚生労働省告示第1号

平成26年10月1日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活

を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行

うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うこ

とが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なきときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上で、対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

佐賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 10 月 9 日

佐賀県条例第 42 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条 第 17 条)

第 3 章 佐賀県男女共同参画推進審議会(第 18 条 第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

附則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(平 17 条例 74・一部改正)

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第 17 条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第 3 章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第 18 条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 19 条 審議会は、知事が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(会長)

第 20 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第 22 条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(平 16 条例 2・平 28 条例 9・一部改正)

第 4 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章及び次項の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例(平成 2 年佐賀県条例第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 74 号)

この条例中第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条、第 48 条、第 54 条、第 64 条及び第 67 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から、第 15 条、第 26 条、第 38 条、第 63 条及び第 65 条の規定は平成 18 年 3 月 1 日から、その他の規定は平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 9 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀県DV総合対策会議設置要綱

（目的）

第1条 佐賀県DV総合対策センターの設置目的を達成するため、佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定する「佐賀県DV総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 対策会議は、別表に掲げる委員で構成する。

2 対策会議に、会長を置く。

3 会長は、佐賀県の男女共同参画施策を所掌する局の副局長をもって充てる。

（会長）

第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

（専門部会）

第5条 会長は、特定の事項を調査研究させるため、対策会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者をもって組織する。

（事業調整会）

第6条 会長は、特定の事項を実証・検討させるため、対策会議の承認を得て、事業調整会を置くことができる。

2 事業調整会は、会長が委嘱する者をもって組織する。

（事務局）

第7条 対策会議の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 9 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长
佐賀県医師会代表
佐賀県弁護士会代表
認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS 代表
佐賀地方法務局人権擁護課長
佐賀県人権擁護委員連合会会長
日本司法支援センター佐賀地方事務所事務局長
佐賀地方検察庁首席捜査官
佐賀市市民生活部人権・同和政策・男女参画課課長兼男女共同参画室長
佐賀県健康福祉部福祉課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課長
佐賀県総合福祉センター所長
佐賀県教育庁学校教育課長
佐賀県教育庁保健体育課長
佐賀県警察本部犯罪被害者支援室長
佐賀県警察本部人身安全・少年課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長
佐賀県立男女共同参画センター事業部長
佐賀県 DV 総合対策センター所長

は会長

佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県DV被害者支援基本計画(以下「計画」という。)の策定に際し、専門的な調査研究を行い、計画に反映させるため、佐賀県DV総合対策会議設置要綱第5条の規定に基づき、佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長をもって充てる。

(部会長)

第3条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門部会)

第4条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の運営上必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 専門部会の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
但し、専門部会で決定した場合にはこの限りではない。

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」(第4次計画)改定に伴う

会議等開催状況

日 程	会議等
平成30年 5月22日	第1回 佐賀県DV総合対策会議
平成30年 8月 7日	第1回 佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会
平成30年 9月25日	第2回 佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会
平成30年10月25日	第2回 佐賀県DV総合対策会議
平成30年11月30日～ 平成30年12月28日	パブリックコメント
平成31年 2月 8日	第3回 佐賀県DV総合対策会議
平成31年 3月29日	佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画)決定

D V等対策におけるこれまでの取組

年度	佐賀県内の動き	法律関係等
平成 12 年度		・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布(5月)
平成 13 年度		・「D V防止法」の公布(4月)
平成 14 年度	・「県婦人相談所」と「県立女性センター(アバンセ)」を配偶者暴力相談支援センターに指定(4月)	
平成 15 年度		
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県D V総合対策センター」及び「佐賀県D V総合対策会議」を設置(4月) ・D V防止啓発カード、ポスター「あなたにもできることがあります」発行(8月) ・佐賀県における「配偶者等からの暴力に関する事例調査報告書」(民間団体ヒューマン・プランニング)発行(3月) ・国際ソロプチミスト佐賀D V被害者自立支援基金の創設(1月)(国際ソロプチミスト佐賀)～平成 24 年度 ・「D V被害者対応マニュアル」発行(11月) ・「D V被害者対応マニュアル(概要版)」発行(12月) ・「保護命令申立て」手続きのしおり発行(1月) 	・改正「D V防止法」公布(6月)
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・D V防止リーフレット「STOP THE D V」発行(1月) ・D V防止リーフレット「STOP THE D V(外国語版)」発行(1月) ・D V防止リーフレット「STOP THE D V(点字版)」発行(3月) ・「佐賀県医療機関D V等実態調査報告書」発行(3月) ・「佐賀県医療機関D V等実態調査報告書(概要版)」発行(3月) ・「佐賀県D V被害者支援基本計画」策定(3月) ・「佐賀県D V被害者支援基本計画(概要版)」発行(3月) ・「佐賀県D V被害者の安全確保ガイドライン」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 発行(3月) ・「佐賀県におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の自立支援に関する調査報告書」(民間団体ワーキング・サポート・センター 黄色いりぼん)発行(3月) 	
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療関係者ハンドブック」発行(3月) 	
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!？」発行(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(7月) ・国の基本方針施行(1月)
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生向け予防教育開始 ・DV未然防止教育開始 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(改定版)」策定(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(改定版)概要版」発行(3月) 	
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害者対応マニュアル(改定版)」発行(4月) 	
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子プログラムの実施 ・「デートDV防止ハンドブック」発行(6月) 	
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!？」(改定版)発行(4月) ・男性総合相談「男性のための電話相談」カード発行(4月) ・一時保護中の子ども向け絵本「たまごになっちゃった?!」発行(6月) ・一時保護中の子ども向け絵本「たまごになっちゃった?!(副読本)」発行(6月) 	
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度中学生向け予防教育事業報告書「からだ・いのち・こころ」発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)開設(7月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)カード発行(6月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)ポスター発行(2月) ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!？」(一部改定版)発行(3月) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム「学校と家庭」発行(3月) 	
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・男性総合相談「男性のための電話相談(改定版)カード発行(4月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット・カード(一部改定版)発行(5月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(第3次計画)」策定(3月) ・「佐賀県DV被害者支援基本計画(第3次計画)概要版」発行(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」公布(7月) ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(7月)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県性暴力被害者支援事業マニュアル」発行(4月) ・DV被害者支援マニュアル改定(3月) 	
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット・カード(一部改定版)発行(5月) ・小学生向け予防教育開始(6月) ・「アバンセ女性総合相談」カード発行(8月) ・DV防止リーフレット「あなたは大丈夫!?(一部改訂版)発行(9月) ・「女性に対する暴力をなくす運動」横断幕作成(11月) 	
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止ハンドブック(一部改定版)発行(6月) ・DV未然防止調査結果パンフレット発行(3月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)リーフレット(一部改定版)発行(3月) 	
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制整備専門部会開催(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑法の一部を改正する法律」(6月)
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・男性総合相談「面接相談」開始(4月) ・「LGBTに関する相談」開始(4月) ・「佐賀県性暴力被害者支援事業マニュアル」一部改定(10月) ・性暴力救援センター・さが(さが mirai)シール発行(2月) ・「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画)」策定(3月) 	

用語解説

用語	解説
DV	<p>DV（「ドメスティック・バイオレンス」）とは英語の「Domestic Violence」を略したものです。DVとは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。</p> <p>暴力には様々な形態がありますが、大きく分けると「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」の3つに分類されます。</p>
身体的暴力	<p>殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行行使するもの。刑法第204条の障害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。</p> <p>（例）・平手でうつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・げんこつで殴る ・足でける ・髪をひっぱる ・首をしめる ・身体を傷つける可能性のあるもので殴る ・刃物などの凶器をからだにつきつける ・引きずりまわす ・物をなげつける など
精神的暴力	<p>心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。</p> <p>精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の障害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。</p> <p>（例）・大声でどなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰のおかげで生活できているんだ」などと言う ・生活費を渡さない ・何を言っても無視して口をきかない ・実家や友達と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする ・子供に危害を加えると言って脅す ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする ・大切にしているものを壊したり、捨てたりする ・外で働くなと言ったり、仕事をやめさせたりする ・殴るそぶりや、物を投げつけるふりをして脅かす など
性的暴力	<p>嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。</p>

	<p>夫婦間の性交であっても、刑法第 177 条の強姦性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。</p> <p>（例）・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いやがっているのに性行為を強要する ・出産や中絶を強要する ・避妊に協力しない など
<p>都道府県基本計画及び市町村基本計画</p>	<p>広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、これらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものです。地域に根差したきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要であるため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、都道府県基本計画を勘案して、市町村にも基本計画を策定するよう努めることを求めています。</p>
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （DV防止法）</p>	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。</p> <p>「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問わず、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。</p> <p>「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。</p>
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 （国の基本方針）</p>	<p>全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものです。</p>
<p>配偶者暴力相談支援センター</p>	<p>DV防止法では、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることが求められています。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の業務などを行います。本県では、</p>

	<p>佐賀県婦人相談所と佐賀県立男女共同参画センターの 2 箇所が配偶者暴力相談支援センターとして機能しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談や相談機関の紹介 ・ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ・ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ・ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等
佐賀県婦人相談所	<p>売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に必ず 1 つ設置されています。元々は売春を行う恐れのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で、配偶者間の暴力に関しても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立前から相談・保護に取り組んできました。</p> <p>平成 13 年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。</p> <p>本県では、平成 14 年 4 月から、佐賀県婦人相談所がその役割を担う機関の一つとなっています。</p>
佐賀県 D V 総合対策センター	<p>男女間の暴力による被害者を支援する関係機関・団体が連携を強化し、被害者支援を円滑に行うとともに、中・長期的課題についての検討を加え、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整することにより、被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を図るため、平成16年4月に佐賀県が設置した機関です。</p>
佐賀県 D V 総合対策会議	<p>佐賀県 D V 総合対策センターの設置目的を達成するため、佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定する会議です。</p>
関係機関、関係者	<p>この基本計画では、市町、県保健福祉事務所、警察、医師会及び医療機関、弁護士会及び弁護士、D V の防止及び被害者支援、捜査、裁判等に関わる機関や、職務上関わる者を指します。</p>
婦人保護施設	<p>売春防止法第 36 条に基づき、都道府県や社会福祉法人などが設置しています。もともとは売春を行うおそれのある女子を收容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。</p> <p>平成 13 年 4 月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されました。</p>

一時保護	この基本計画では、DVから逃れるために、家を出た女性やその子どもが、身を寄せる場所が無いなど安全を確保するため緊急に保護することが必要と認められる場合に、本人の申請に基づき実施する緊急避難の方法を指します。
二次被害	この基本計画では、相談機関等での被害者に対する不適切な対応によって、DVで傷ついた被害者が更に傷つくことを指します。
保護命令	<p>配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令のことです。</p> <p>生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。</p> <p>以下の5つの類型があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被害者への接近禁止命令 (2)被害者への電話等禁止命令 (3)被害者の同居の子への接近禁止命令 (4)被害者の親族等への接近禁止命令 (5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること。）を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律です。
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	高齢者（65歳以上の者。）に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等を考え、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護の後押しとすることを目的とする法律です。
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等を考え、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者による障害者虐待の防止に資するための養護者に対す

	<p>る支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障害者の権利利益の擁護の後押しとすることを目的とする法律です。</p>
<p>児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)</p>	<p>児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと等を考え、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。</p>
<p>児童福祉法</p>	<p>児童(満18歳に満たない者)の福祉を保障する、児童福祉の基本法です。</p>
<p>ステップハウス</p>	<p>一時保護施設等を退所後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立へ向けた準備をするための中間的な施設です。</p>
<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>児童福祉法第25条の2第1項に基づき、要保護児童(保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議で、地方公共団体が単独で又は共同して設置するよう努めるものとされています。</p>
<p>地域包括支援センター</p>	<p>介護保険法第115条の46第1項に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されたものです。</p> <p>包括的支援事業や、介護予防支援業務を行っています。</p>
<p>特別支援学校</p>	<p>障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上、又は、生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。</p>
<p>加害者更生プログラム</p>	<p>DV行動をやめ、自分の行った暴力に向き合い責任を取る為の教育的・心理的プログラムです。DV被害者支援のひとつの方法として実施されています。</p>
<p>SNS</p>	<p>ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略称です。</p> <p>人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスです。</p>
<p>面会交流</p>	<p>離婚後又は別居中に、子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。</p>

L G B T s	<p>人間の性は、少なくとも3つの要素(①生物学的な性(からだの性)、②性自認(こころの性)、③性的指向(好きになる性))が組み合わさって決定されています。今日、社会的に認識されるようになった多様な性のあり方を考える際、次の4つのタイプに属する人たちには共通の社会的課題が多いことから、「LGBT」という言葉が使われることがあります。</p> <p>(1) レズビアン(Lesbian、女性を好きになる女性)</p> <p>(2) ゲイ(Gay、男性を好きになる男性)</p> <p>(3) バイセクシャル(Bisexual、女性を好きになることも、男性を好きになることもある人)</p> <p>(4) トランスジェンダー(Transgender、生まれた時に割り当てられた性別と、ちがう生き方をする人／したいと思っている人。「性別違和」と表記することもある。)</p> <p>この4つ以外に様々な性のあり方があり、こうした人たちの総称として「LGBTs」と表記しています。</p> <p>なお、Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の頭文字をとった「SOGI」と表現する場合があります</p>
コーディネート機能の強化	<p>DV被害者支援には、他機関連携が不可欠です。被害者のニーズに合うようケースごとに様々な機関が柔軟に連携するため、要になる人材や機関が必要になります。</p>
心への修復的アプローチ	<p>DVの影響により、加害者との従属的關係に陥っている被害者に対して、その状態から抜け出すための様々な支援の方法を被害者と共に模索する取組を目指しています。</p>

**佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画
(第4次計画)**

発行 2019年3月
編集 佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課
佐賀県DV総合対策センター

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7062

FAX 0952-25-7338

URL <http://www.pref.saga.lg.jp/>

✉ danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp